公益財団法人 新潟県スキー連盟 慶弔規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スキー連盟(以下「この法人」という。)役員等の慶弔時に関して、祝意及び弔意を表すため必要な事項を定めるものとする。

(慶弔の種類と金額)

第2条 前条による慶弔等の種類及び金額は、下表のとおりとする。

ただし、本連盟に対する貢献度を勘案して執行するものとする。

区	分	種類	金額等
慶事	1	本人の叙勲・文部科学大臣表彰祝賀会	生花
弔事	2	本人の死亡	花環・香典 10,000 円
	3	本人の入院	見舞金 10,000円
	4	本人が喪主となる葬儀	
		会長、副会長、専務理事	花環・香典 10,000 円
		常務理事、部長級	花環・弔電
		その他	弔電

(準 用)

第3条 この法人の評議員及び専門委員、職員等については、この法人に対する貢献度により本規程を準用する。

(雑 則)

第4条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、公益財団法人新潟県スキー連盟の設立の登記の日(平成 25 年 8 月 30 日) から施行する。